

令和元年度 社会福祉法人・施設等指導監査等の実施結果の概要

1 社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の実施状況

- (1) 実施時期
令和元年6月から令和2年3月まで実施
- (2) 一般指導監査
実地監査及び書面監査

区 分		実地監査	書面監査	合 計	文書指摘法人 ・施設・事業 所数	文書指摘 率 (%)	H30 (%)
法人 本部	一般法人	14	0	14	9	64.3	91.7
	保育所のみ法人	2	0	2	2	100.0	50.0
	社会福祉協議会・共同募金会 ・いのちの電話	3	0	3	1	33.3	60.0
	法人本部 合 計	19	0	19	12	63.2	78.9
社会 福祉 施設	保護施設	1	0	1	0	0.0	-
	養護老人ホーム	7	0	7	5	71.4	57.1
	軽費老人ホーム	2	0	2	2	100.0	50.0
	障害児施設	7	0	7	2	28.5	28.5
	障害者支援施設	5	0	5	4	80.0	42.8
	保育所・保育所型認定こども 園・幼保連携型認定こども園	109	109	218	62	28.4	25.2
	児童養護施設等	8	0	8	2	25.0	33.3
	社会福祉施設 合 計	139	109	248	77	31.0	27.6
合 計		158	109	267	89	33.3	31.6

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に定めるところにより地域福祉課と青少年家庭課、子ども・子育て支援課及び障がい福祉課が共同で実施。養護老人ホーム・軽費老人ホームについては高齢者福祉課が単独実施。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

令和元年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保
- ②入所者・利用者の人権擁護、防災・防犯等対策の徹底による安全及び適切な処遇の確保
- ③職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

①一般監査

- ・監査を実施した法人については、法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のための監査の実施や挙証資料による改善状況の確認を行った。

②その他

市が行う法人本部指導監査と県が行う施設等の指導監査の実施にあたっては、市の希望により同日又は別日を設定するなどして実施した。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

①法人本部（文書指摘事項）

○組織運営関係

- ・評議員の選任手続きにおける、候補者が欠格事由に該当しないこと、各評議員若しくは各役員と特殊関係にないこと、反社会的勢力に属する者でないことについて未確認（確認書類の未徴求）。
- ・評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員の有無の未確認。
- ・理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事の有無の未確認。
- ・評議員会の開催に係る必要事項について理事会未決議。
- ・理事、監事、評議員の報酬等の支給基準について、評議員会で未承認。
- ・理事及び監事の報酬総額について、評議員会での未決議。
- ・評議員の報酬が定款で定める総額を超えて支給されているので、定款の見直しなど。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことを理事会の議事録への未記載、現任監事からの同意書の未徴取。
- ・理事会の決議を要する事項（法人の多額の借財、理事長への委任範囲を超える契約）については、理事会の未決議
- ・定款と財産目録に記載された基本財産の不一致。

○会計関係

- ・各サービス事業の会計を区分して経理していない。

②保護施設

文書指摘なし

③養護老人ホーム

○運営管理関係

- ・身体的拘束適正化等のための研修の実施が不十分
- ・事故発生防止のための研修の実施が不十分
- ・感染症対策のための研修の実施が不十分
- ・預かり金の出納簿、預金通帳の点検が不十分
- ・重要事項説明書の記載内容、掲示場所が不相当

④軽費老人ホーム

○運営管理関係

- ・身体的拘束適正化等のための指針の整備、委員会の開催、研修の実施が不十分
- ・事故発生防止のための指針の策定、研修の実施が不十分
- ・感染症対策のための委員会の開催、研修の実施が不十分
- ・重要事項説明書の作成方法が不相当

⑤障害児施設

- ・加算要件である支援の記録が不十分

⑥障害者支援施設

○運営管理関係

- ・運営規程、重要事項説明書の記載内容が不十分
- ・協力医療機関との契約が未締結
- ・虐待防止のための措置の概要や苦情の通報・相談窓口等についての掲示がされていない。
- ・苦情を解決するための体制等の概要や苦情の受付窓口等についての掲示がされていない。

○給付費の算定及び取扱い関係

- ・加算要件である支援の記録が不十分

⑦保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

○利用者処遇関係

- ・苦情の受け付け体制の整備が不十分
- ・検食(特に、離乳食やおやつ)の実施・記録が不適切

○運営管理関係

- ・休所日において保育のニーズの把握が不十分

- ・サービス提供の自己評価の取り組みが不十分
- ・経理事務処理が不適切
- ・事故への対応など児童の安全管理対策が不十分
- ・消火訓練の実施が不十分
- ・災害対応マニュアルの作成が不十分
- ・運営規程の記載内容が不十分
- ・就業規則の記載内容が不十分

⑧児童養護施設等

- 入所者処遇関係
 - ・入所者の個人情報保護の取扱いが不十分
- 運営管理関係
 - ・預かり金等の通帳管理が不十分
 - ・施設の建物（増築）の変更届が未提出

2 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施時期

令和元年8月から令和2年3月まで

(2) 指 導

① 実地指導

区 分		実地指導・施設 事業所数	文書指摘施設・ 事業所数	文書指摘率%	H30 %
施 設	介護老人福祉施設	18	14	77.8	72.7
	介護老人保健施設	14	11	78.6	50.0
	介護療養型医療施設	2	1	50.0	75.0
	施設合計	34	26	76.5	68.9
居 宅 サ ー ビ ス	特定施設入居者生活介護	6	5	83.3	60.0
	短期入所生活介護	1	1	100.0	50.0
	短期入所療養介護	0	0	0	55.6
	通所介護	31	28	90.3	86.4
	訪問介護	37	35	94.5	—
	訪問看護	14	13	92.8	86.2
	訪問入浴介護	2	1	50.0	81.8
	訪問リハビリテーション	0	0	0	50.0
	通所リハビリテーション	5	5	100.0	50.0
	福祉用具貸与	17	16	94.1	75.0
	福祉用具販売	16	15	93.7	100.0
	居宅サービス合計	130	118	90.8	74.5
	合 計	164	144	87.8	73.1

②集団指導

実施なし（課ホームページへの資料掲載のみ）

(3) 監 査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

「島根県介護保険施設等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

①実地指導

出雲地域、隠岐地域については高齢者福祉課が、石見地域については地域福祉課石見スタッフが実施。

②集団指導

高齢者福祉課が実施。（課ホームページへの資料掲載のみ）

③監 査

実施なし

(5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和元年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ①介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象福祉サービスの質の確保と向上

②保険給付の適正化

③利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導・監査結果の概要

①監査

実施なし

②実地指導

○居宅系サービス、介護保険施設共通

- ・平成19年度より実施している、事業者の育成・支援を目的とした実地指導の徹底を図った。
- ・各事業所において改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については改善計画の提出を求め、事後指導により改善を徹底させ、改善後に挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・さらに苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

○介護保険施設

- ・高齢者虐待の防止、身体拘束の禁止、介護報酬の適正な請求等について、実地指導を実施した。
- ・利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、施設全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。

③集団指導

実施なし

(7) 令和元年度の主な指摘事項

①介護保険施設

○事故防止対策について

- ・事故発生防止のための研修が実施されていない。

○衛生管理について

- ・感染症対策のための指針、設置要綱が整備されていない。

○身体拘束について

- ・身体的拘束の適正化のための指針の記載内容が不十分である。
- ・身体的拘束実施時の検討記録が整備されていない。

○介護給付費の算定について

- ・加算の算定要件となっている計画や根拠資料となる記録が作成されていない。

②居宅系サービス

○重要事項説明書の記載

- ・重要事項説明書の記載内容が不十分である。

○勤務体制の確保

- ・他事業所と兼務している職員の勤務時間が明確にされていない。

○居宅サービス計画の策定状況

- ・十分なアセスメント、定期的なモニタリングが実施されていない。

○サービス提供の記録

- ・提供したサービス内容等の記録が不十分である。

○居宅サービス等の質の評価

- ・自ら提供する居宅サービス等についての質の評価が行われていない。

○秘密の保持

- ・利用者家族の個人情報について、サービス担当者会議等における利用の同意が得られていない。

○介護給付費の算定

- ・人員配置等の加算の要件を欠いているにも関わらず、算定されている。

○非常災害計画の策定

- ・通所系サービスについて、風水害・地震等に関する計画が作成されていない。

3 障害福祉サービス事業者に対する指導及び監査の実施状況

- (1) 実施時期
令和元年7月から令和2年1月まで
- (2) 指導
① 実地指導

区 分		実地指導施設 ・事業所数	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘率 %	H30 %
施設	障害児施設	7	2	28.5	28.5
	障害者支援施設	5	4	80.0	42.8
障害福祉サービス	短期入所事業	11	7	63.6	35.0
	共同生活援助	12	9	75.0	80.0
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	32	30	93.7	86.4
	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	11	6	54.5	71.4
	療養介護	0	0	0.0	0.0
	障害児通所支援事業	28	19	67.9	53.5
	障害福祉サービス合計	94	71	75.5	62.4
相談支援事業		2	0	0.0	33.3
合 計		108	77	71.3	61.8

② 集団指導

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、資料をホームページへ掲載した。

- (3) 監 査
2カ所の事業所（同一法人）で実施
- (4) 指導及び監査の実施体制
「島根県障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱」及び「島根県指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施。

① 実地指導

地域福祉課と障がい福祉課が共同で実施。

② 集団指導

障がい福祉課が実施。

③ 監 査

障がい福祉課が実施

- (5) 指導・監査における留意事項（実施方針）

令和元年度の指導・監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 障害福祉サービス等の質の確保と向上
② 自立支援給付の適正化
③ 利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
④ 市町村事業との整合性の確保

- (6) 指導・監査結果の概要

① 監 査

給付費の不正請求が疑われる2事業所（同一法人）に対して監査を実施し、不正請求が行われていたことが確認された。

② 実地指導

- ・事業運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、指摘事項の多い項目は前年度とほぼ同じ傾向であった。
- ・施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。
- ・また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善を徹底させ、改善後に挙証資料の提出を求め、改善状況の確認を行った。
- ・平成17年度から取り組んだ利用者の人権擁護（虐待の防止及び身体拘束の廃止）については、事業所全体として取り組み、職員の意識向上を図るよう引き続き指導を行った。
- ・さらに、苦情解決の取り組みなど、サービス提供者に求められる責務についても引き続き指導を行った。

② 集団指導

- ・障害福祉サービス事業等の理解、不正請求の防止を目的に集団指導を実施した。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

○運営基準関係

- ・重要事項説明書の記載（第三者評価の実施状況等）が不十分である。
- ・サービス利用契約時に市町村に契約支給量等の報告がなされていない。
- ・サービス提供の確認を保護者にその都度受けていない。
- ・法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けたときに保護者に対し給付費の額を通知していない。
- ・個別支援計画を児童発達支援管理責任者が作成していない。
- ・個別支援計画の作成に当たって、サービス管理責任者等が担当者を招集して会議を開催し、原案について意見を求めている。
- ・保護者に対し個別支援計画を説明し同意を得ていない。
- ・個別支援計画を保護者に交付していない。
- ・6か月に1度以上個別支援計画の見直しをしていない。
- ・運営規程等の内容が重要事項説明書と整合していない。
- ・非常災害に対する具体的な計画がない。
- ・定期的な避難訓練をしていない。
- ・事業所の見やすいところに、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他保護者のサービス選択に資する重要事項を掲示していない。
- ・利用者及びその家族の情報を提供するときに、あらかじめ文書により同意を得ていない。
- ・各種加算の取り扱いが不十分。

○介護給付費、訓練等給付費関係

- ・給付費の算定が不相当
- ・加算要件である支援の記録が不十分

4 認可外保育施設に対する指導及び監督の実施状況

(1) 実施時期

令和元年7月から令和2年2月まで

(2) 通常の立入調査

区 分	立入施設数	文書指摘施設数	文書指摘率 (%)	H30 (%)
認可外保育施設	27	7	25.9	36.4

(3) 特別立入調査

実施なし

(4) 指導及び監督の実施体制

「島根県認可外保育施設指導監督実施要綱」に定めるところにより、次のとおり実施

① 通常の立入調査

東部の施設は、子ども・子育て支援課が単独、西部の施設は、石見スタッフと共同で実施

② 特別立入調査

実施なし

(5) 指導・監督における実施方針

令和元年度の指導・監督に当たっては、「認可外保育施設指導監督基準」に照らし合わせて、各種基準を満たしているかどうかを留意して実施した。

(6) 指導・監査結果の概要

- ・無償化の影響により新規対象施設が増えたが、施設の運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、特に、新規対象施設において、指摘事項が多い傾向にあった。
- ・施設において改善を要する事項については、概ね1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、挙証資料により確認を行った。
- ・また、文書指摘に至らないまでも、改善を必要とする事項については、口頭で指導・助言をした。

(7) 令和元年度の主な指摘事項

- ・通常の開所時間における保育従事者の配置が不十分
- ・施設及びサービスに関する内容についての掲示が不十分
- ・災害対応マニュアルの作成が不十分
- ・児童の健康診断において利用開始時の確認や実施が不十分